

(資料 1)

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区

所在地：名古屋市緑区有松の一部

面積：約 7.3 ヘクタール

1 選定理由

名古屋市の南東部に位置し、近世から昭和初期にかけて絞り染めで発展した東海道沿いの町並である。絞商の意匠に優れた主屋や土蔵のある豪壮な屋敷構えと絞業に関わる諸職の町家が建ち並ぶ特徴のある町並を良く残している。愛知県では、平成 23 年に選定された豊田市足助地区に次ぐ 2 地区目の重要伝統的建造物群保存地区となる。

(選定基準：伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの)

2 概要

当保存地区は、名古屋市南東部の尾張丘陵を横断する東海道沿いに位置する。伊勢湾に流れ込む天白川水系の手越川（通称 藍染川）が、地区の北側に流れる。

慶長 13 年（1608）、尾張藩の移住奨励により開かれた桶狭間村から独立した有松村が、集落の起源である。最初の移住者が東海道を往来する旅人向けの土産物として絞り染めを考案したのが「有松絞」の創始であると伝えられている。その後、尾張藩の庇護の下、絞り染めの製造販売業がめざましい発展を遂げ、町並も西町から中町、東町へと拡大していった。

天明 2 年（1782）には、尾張藩から有松村に有松絞の独占的な営業権が与えられたことで、絞商の立地は有松村内に限られることとなった。絞業の分業により、東海道沿いの約 800 メートルの区間において、絞商の豪壮な屋敷構えと諸職の町家が混在して建ち並ぶ特徴的な町並が形成された。天明 4 年（1784）の大火により、ほとんどの建物が焼失したと伝えられ、ほとんどが幕末以降に建造された、あるいは大規模に改造されたと考えられる。

近代に入り、尾張藩の庇護を失って店頭商いを原則としていた有松絞は一旦衰退したが、新たな意匠や製法の開発、卸売業への転換等によって再興し、明治後期から昭和初期にかけて最も繁栄した。有松絞の再興を背景に、明治期以降も昭和初期に至るまで、大規模で質の高い町家が数多く建てられた。

当保存地区の歴史的町並を構成する主要な建造物は、間口九間前後の大きな絞商の商家をはじめとする町家で、絞商の主屋は、切妻造・瓦葺・つし二階建て、軒裏を漆喰で塗り固めた塗籠造等の意匠が多く見られる。街道に面して主屋、土蔵、門、塀が並び、街道から塀越しに庭木や隠居屋等が見える。また、敷地背面に絞製造の商品などを収蔵するための土蔵や作業場としての釜屋等が建ち並び、これらの建物が囲む空閑地を作業場としている。また、客人をもてなすための茶室や書院座敷などを別棟で設けるものも見られる。特に近世においては、主屋背面の座敷に武家を招き入れる構成が必須で、主屋脇に門を開き、主屋背後には庭を配し、外周には塀を設ける形式が絞商の屋敷構えの基本となった。その典型的な商家が、県指定文化財の服部家住宅と名古屋市指定文化財の竹田家住宅である。服部家住宅は、主屋が間口八間ほどに、切妻造・棧瓦葺に 1 階に格子をはめ、2 階は黒漆喰の塗籠造で屋根の両妻に卯建をあげる。竹田家住宅は、主屋が

間口五間半に、切妻造・^{きりづまづくり}・^{さんがわらぶき}・^{れんじこうし}に1階が連子格子、2階は虫籠窓のある黒漆喰の^{むしこまど}塗籠造、腰は^{なまこかべ}海鼠壁である。

これら絞商の商家と共に、間口四間前後の職人の町家が建ち並び、絞り染めで発展した町並が良く残る、愛知県は元より、我が国としての歴史的遺産である。



東海道沿いの町並 (文化庁提供)

近世から近代の絞商と職人の町家が建ち並び



絞商の豪壮な屋敷構え (文化庁提供)

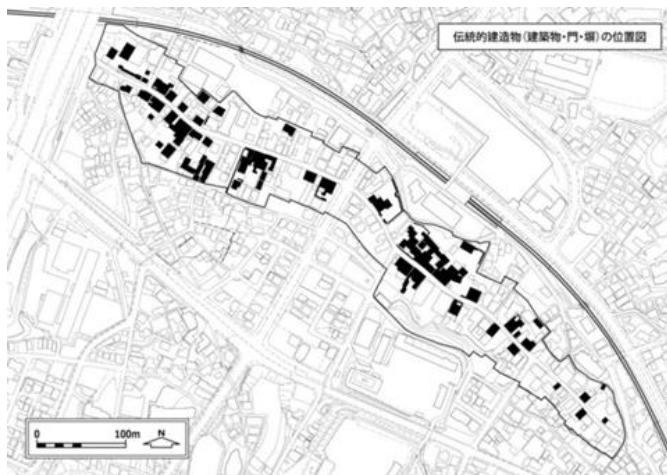
意匠に優れた商家と土蔵、庭木を見越す塀が連なる



県指定文化財 服部家住宅 (名古屋市提供)



名古屋市指定文化財 竹田家住宅 (名古屋市提供)



名古屋市有松伝統的建造物群保存地区の範囲